相楽郡広域事務組合規則第４号

相楽郡広域事務組合公印規則の一部を改正する規則

相楽郡広域事務組合公印規則（昭和５６年８月制定）の一部を次のように改正する。

別表（第３条関係）の表中、

「

6	契　　印	だえん形		契印用	1	事務局長

」を

「

6	相楽消費生活センター長之印	〃	18㎜平方	相楽消費生活センター長名をもって施行する文書	1	事務局長
7	契　　印	だえん形		契印用	1	事務局長

」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。